

平成26年度原子力総合防災訓練

実施成果報告書

平成27年3月

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

目次

第1節	平成26年度原子力総合防災訓練の概要	2
1	目的	2
2	重点訓練項目	2
3	実施時期	2
4	防災訓練の対象となる事業所	2
5	実施場所	2
6	参加機関	3
7	訓練想定	4
第2節	訓練項目毎の細部実施要領及び成果	5
1	国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練	5
1.1	緊急時体制確立訓練	5
1.2	情報共有及び意思決定訓練	6
1.3	広報対応訓練	6
2	国が実施主体となる訓練	7
2.1	現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練	7
2.2	原子力災害対策本部等の運営訓練	8
3	関係地方公共団体が実施主体となる訓練	9
3.1	PAZ内施設敷地緊急事態要避難者避難実施訓練	9
3.2	PAZ内住民の避難実施訓練	9
3.3	UPZ内住民の屋内退避実施訓練	10
3.4	UPZ内の一部住民一時移転実施訓練	11
3.5	緊急時モニタリング実施訓練	11
3.6	交通規制・警戒警備訓練	12
3.7	石川県志賀オフサイトセンター運営訓練	13
3.8	ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練	14
3.9	食糧等物資輸送訓練	14
3.10	被ばく医療措置訓練	15
4	原子力事業者が主体となっていく訓練	15
4.1	消火活動訓練	15
4.2	事故拡大防止訓練	16
4.3	発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練	16
4.4	原子力発電所構内作業等者の避難誘導訓練	17
4.5	救助・医療活動訓練	17

はじめに

平成26年11月2日（日）及び3日（月・祝）、国、原子力事業者及び地方公共団体等が参加し、原子力災害発生時の緊急事態対応を確認するため、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第13条第1項に基づく原子力総合防災訓練を実施した。

万一の原子力災害発生時に誰がどのような役割を担い、誰とどのように連携するか等を、内閣総理大臣から各閣僚、原子力事業者、地方公共団体、指定公共機関及び住民までが参加し、実際に状況判断を行い、訓練参加者が自らの役割を確認した。

訓練後には、専門家の意見及び訓練参加者による評価会合・アンケート所見等から課題及び反省点を洗い出し、今後の各種計画・マニュアル等の見直しに資することとした。

以下、訓練実施要領に基づく各訓練細部実施要領毎の訓練実施成果を報告する。

第1節 平成26年度原子力総合防災訓練の概要

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原災法第13条第1項に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等関係者が共同して行うものである。訓練の主たる目的は、国及び地方公共団体等が策定した各種計画、マニュアル等に基づく活動を実施し、原子力災害時の緊急事態対応を確認することである。また、万一の災害発生時に誰がどのような役割を担い、誰とどのように連携するか等を、内閣総理大臣から住民までが参加し、実際に状況判断及び行動しながら訓練参加者が自らの役割を確認するとともに、問題点を抽出し、事後の計画・マニュアル等の見直し・深化に資することを訓練目的としている。

2 重点訓練項目

2.1 国（中央）

- (1) TV会議の設置、運用訓練（国－地方公共団体－原子力事業者間の情報伝達、指示系統）
- (2) 緊急時モニタリング実施訓練
- (3) 屋内退避及び避難の実施
- (4) OIL2基準超を想定したUPZ内の屋内退避から一時移転に至るプロセスの検証
- (5) 複合災害に係る内閣府（防災担当）との連携訓練

2.2 地方公共団体等

- (1) オフサイトセンターの運営訓練
- (2) 緊急時環境放射線モニタリング実施訓練
- (3) 施設敷地緊急事態要避難者等の避難訓練

2.3 原子力事業者

- (1) 事故拡大防止訓練

3 実施時期

平成26年11月2日（日）8：00～17：00

11月3日（月・祝）9：00～15：30

4 防災訓練の対象となる事業所

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

5 実施場所

東京 官邸、内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制庁、防衛省

- 石川県 石川県庁、石川県志賀オフサイトセンター(以下「OFC」という。)、石川県保健環境センター、志賀町、七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町、中能登町、穴水町、金沢市、白山市、津幡町、能登町、北陸電力株式会社志賀原子力発電所1、2号機を中心とした概ね半径30km以内の地域及び海域(一部周辺地域含む)
- 富山県 富山県庁、富山県環境科学センター、富山県立中央病院、氷見市、高岡市
- その他 北陸電力株式会社本店、北陸電力株式会社原子力本部、北陸電力株式会社志賀原子力発電所等

6 参加機関

6. 1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

6. 2 指定地方行政機関

中部管区警察局、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局石川森林管理署、中部経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局、中部近畿産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署、北陸信越運輸局石川運輸支局、第九管区海上保安本部、大阪航空局小松空港事務所、北陸総合通信局、石川労働局、北陸地方整備局

6. 3 地方公共団体等

石川県、志賀町、七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町、中能登町、穴水町、金沢市、白山市、津幡町、能登町、富山県、氷見市、高岡市、羽咋郡市広域圏事務組合等

6. 4 指定公共機関等

独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター、日本赤十字社、日本放送協会、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

6. 5 指定地方公共機関等

北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、加越能バス株式会社、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、富山エフエム放送株式会社等

6. 6 訓練対象原子力事業者

北陸電力株式会社

6. 7 訓練参加数

参加機関 約 150機関
参加人数 約 3,740人(他に屋内退避訓練参加数 約5,000人)

[内訳]	指定行政機関等	18機関	約400人
	指定地方行政機関	15機関	約80人
	地方公共団体等	44機関	約1,420人
	指定公共機関等	10機関	約60人

指定地方公共機関等	35機関	約140人
原子力事業者	2機関	約300人
その他関係機関	約30機関	約600人

住民等の参加人員	国との合同訓練	約	740人
合計参加人数		約	3,740人

(細部は別紙参照)

7 訓練想定

7.1 事故想定的前提

北陸電力株式会社志賀原子力発電所1、2号機においては、重大事故等が生じた場合の防災体制の整備を進めているところである。特に、外部電源が喪失した場合の非常用電源、バックアップ電源（大容量電源車、高圧電源車等）及び炉心冷却機能が不作動になった場合においても継続して原子炉の冷却を行うための非常用ポンプ等を整備しているところである。今回の原子力総合防災訓練においては、訓練1日目は地震を契機として事態が悪化し、原災法における全面緊急事態に至る事態を想定した。一方、訓練2日目においては、原子力発電所から概ね5～30km圏（UPZ：緊急時防護措置を準備する区域）内の一部住民を一時移転させる訓練を実施するため、志賀原子力発電所が保有する非常用電源、ポンプ等において多重のバックアップ機能を備えているところではあるが、発生事象を明示せず、OIL2の基準を超える汚染が広範囲に発生する状況を設定した。

7.2 事故想定（訓練1日目のみ）

志賀原子力発電所2号機において、定格出力一定運転中、石川県にて震度6強の地震が発生し、原子炉が自動停止する。同時に送電鉄塔倒壊、変電所設備損壊等により外部電源が喪失し、さらにすべての非常用ディーゼル発電機が設備故障により停止したことにより、原子炉への全ての注水機能が喪失し、全面緊急事態となる。

7.3 応急対策活動

（訓練1日目）

緊急事態に至った場合に迅速な防護対策を実施するため、警戒事態（震度6強）発生時に国、OFC、地方公共団体、原子力事業者等による情報連絡体制を確立した。施設敷地緊急事態発生時には、原子力発電所から概ね半径5km圏（PAZ：放射性物質の放出前の段階から予防的防護措置を準備する区域）内における施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに緊急時モニタリング活動を開始し、全面緊急事態発生後には、PAZ内を対象に、国、石川県、志賀町及び原子力事業者が連携して住民避難など各種の応急対策活動を実施した。あわせて、UPZ内の地域においても、屋内退避を行うとともに、緊急時モニタリング活動を強化した。

（訓練2日目）

UPZ内住民の一時移転の訓練にあたり、志賀町、羽咋市、中能登町、氷見市の一部にOIL2の基準を超える汚染が発生した状況を付与し、追加モニタリング活動の実施、政府による一時移転地区の決定及び移転指示に続き、当該地方公共団体による一時移転を実施した。

7.4 訓練想定としての成果

初日は、地震発生を契機とし、志賀原子力発電所が備える非常用電源など、多重化した安全設備が故障したことにより全ての注水機能が喪失し、全面緊急事態に至る事故を想定し、PAZ及びUPZにおける予防的防護措置の実施に係る訓練を実施した。

続いて、翌日は、放射性物質が放出し、その後地表に沈着したという状況を想定し、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、UPZの一部地区の住民が一時移転を行う訓練を実施した。

なお、OIL2による住民の一時移転は、本来一週間以内に実施するものであるが、訓練進行の都合上、今回の訓練では、やむを得ず半日で実施した。このような訓練は時間圧縮が難しく、また、

○ I L 2 に基づく一時移転の手順や時間感覚について、訓練参加者に誤った理解を生む恐れもあるので、今後当該訓練については、訓練の目標を損ねないように、訓練方法を見直す必要がある。

(担当機関：内閣府、原子力規制庁)

第2節 訓練項目毎の細部実施要領及び成果

1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

1. 1 緊急時体制確立訓練

1. 1. 1 目的

初動体制を迅速に構築し初期対応を的確に実施するため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から原子力災害対策本部までの設置・運営等の訓練を行う。

1. 1. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会、地方公共団体等、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター、原子力事業者（北陸電力株式会社）

1. 1. 3 訓練実施内容

(1) 警戒事態

警戒事態（震度6強）の発生とともに、原子力規制庁職員及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）付職員の一部（緊急参集要員の一部）は、官邸及び緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に参集し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置等に係る対応を行った。また、志賀原子力規制事務所長は、保安検査官を志賀原子力発電所緊急時対策所に派遣し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部との連携を図るとともに、地方公共団体職員は災害対応のために登庁し、地域防災計画に基づく首長等の指示によりOFCへ職員の派遣を行った。

(2) 施設敷地緊急事態

原子力事業者より施設敷地緊急事態（原災法第10条該当事象）の通報を受け、原子力規制庁職員及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）付職員（緊急参集要員）は官邸及びERCに参集するとともに、原子力施設事態即応センター（北陸電力株式会社原子力本部）（以下「事態即応センター」という。）及びOFCへの内閣府副大臣、原子力規制庁職員、及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）付職員の緊急派遣、関係省庁に対する原子力緊急事態の発生に備えた職員の派遣準備の要請、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置等に係る訓練を行った。

(3) 全面緊急事態

原子力事業者からの全面緊急事態（原災法第15条該当事象）の通報を受け、原子力規制庁及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）付（官邸チーム総括班）は、関係省庁に対し原子力災害対策本部及び現地本部等構成員となるべき職員を官邸、ERC及び現地等各拠点施設へ参集させるとともに、原子力災害対策本部の設置等に係る措置を行った。

1. 1. 4 訓練実施成果

各事態の進展に応じて、官邸、ERC及びOFCに逐次要員が参集でき、各拠点での機能の発揮を確認できた。特にOFCでは、当初、原子力防災専門官、石川県中能登総合事務所、県庁職員が順次参集し、設備・機器等の立ち上げ、情報収集を開始、引き続き国の要員が参集し、情報共有を図りながら機能が発揮されることを確認できた。

また、悪天候による現地派遣要員の移動手段の変更を余儀なくされたが、それぞれ事前に準備した代替手段により現地に参集した。大規模地震・津波等の複合災害発生時には、津波や土砂崩れ等により現地での移動にも制約を受ける可能性があるため、予め代替手段を検討し、臨機応変の対応ができるよう、訓練を実施するとともに、計画やマニュアル等へ反映させることが重要である。

(担当機関：内閣府、緊急輸送関係省庁（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省）、原子力規制庁)

1. 2 情報共有及び意思決定訓練

1. 2. 1 目的

TV会議システム等を活用し、関係機関の情報の共有及び連絡等について訓練を行う。

1. 2. 2 参加機関

内閣官房、原子力規制委員会（OFC含む。）、石川県、志賀町、七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町、中能登町、穴水町、富山県、氷見市、北陸電力株式会社原子力本部（事態即応センター）、志賀原子力発電所（緊急時対策所）

1. 2. 3 訓練実施内容

警戒事態（震度6強）発生に伴い、各関係機関における速やかなTV会議システムの立ち上げ及びTV会議システムを活用した情報共有が可能な体制構築を行った。

緊急時対策所及び事態即応センターで把握したプラント事故に関する情報、OFC及び石川県、志賀町、七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町、中能登町、穴水町、富山県、氷見市で把握した住民及び地域に関する情報、関係省庁（地方局等含む）が入手した情報等について、TV会議システムを通じて官邸の原子力災害対策本部事務局において情報を集約し、官邸幹部等へ報告する一連の業務について訓練を行った。

1. 2. 4 訓練実施成果

官邸、ERC、OFC、石川・富山県庁、関係市町及び原子力事業者においては、原災法の該当事象発生時等において、TV会議システムを活用した会議を開催するにあたり事前にアナウンス（会議の目的、議題、参集範囲等）を行い、概ね時間どおりに会議を開催し、TV会議システムを通じてリアルタイムでの情報共有が図られていたのは良好である。また、ERC及びOFCでは、オンサイト対応とオフサイト対応に区分した指揮命令系統及び実施体制を設け、情報の伝達・共有及び一連の緊急事態応急対策を効果的に実施できた。

一方、TV会議回線の不具合発生への対応力を向上する、各種会議を開催する場合の目的（情報、指揮・命令の徹底、状況判断・意思決定等）を明確にし、出席者が認識を統一するなど、一部に改善の余地が認められる。

(担当機関：内閣府、原子力規制庁、関係地方公共団体)

1. 3 広報対応訓練

1. 3. 1 目的

首相官邸及び原子力規制庁（以下「中央」という。）において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動について訓練を行う。また、広報内容について、中央と石川県庁、北陸電力株式会社（事態即応センター及び志賀原子力発電所）等との情報共有の訓練を実施する。

1. 3. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会、地方公共団体等

1. 3. 3 訓練実施内容

(1) 警戒事態（震度6強）及び施設敷地緊急事態発生時

警戒事態（震度6強）及び施設敷地緊急事態発生に伴い、ERCにおいて原子力規制庁審議官により報道対応（模擬記者会見）を行った。

(2) 全面緊急事態発生時

内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言を行った後、官房長官会見（仮想）を踏まえて、ERCチーム広報担当は、速やかにERCにおいて報道対応（模擬記者会見）を行った。さらに、OFCにおいては、ERCから必要な情報を入手、報道対応（模擬記者会見）を実施した。

1. 3. 4 訓練実施成果

ERC及びOFCにおいて、登録された記者の方々の協力を得て、模擬記者会見を複数回実施した。（合同対策協議会全体会議後の）PAZ内住民避難やUPZ内の一部住民避難に関する会見等を実施して報道対応の手順を確認できた。地域住民に対する情報伝達においては、防災行政無線、広報車、緊急速報メールによる住民広報を実施した。また、志賀町の聴覚障害者には、FAXを用いて情報提供した。

今後も広報活動について訓練を継続し、記者会見のタイミング、内容、留意事項等の検証が必要である。また、住民への情報伝達については、防災無線が聞き取りにくかった、自家用車にて避難している際にどうやって情報を入手するのか、という意見があり、よりよい住民への情報伝達方法について検討する必要がある。

（担当機関：内閣府、原子力規制庁、関係地方公共団体）

2 国が実施主体となる訓練

2. 1 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

2. 1. 1 目的

国の職員を現地に派遣するに当たり、関係府省庁が連携し、輸送手段の調整、輸送経路の確認及び緊急輸送の実施に係る訓練を実施する。

2. 1. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省、気象庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター、その他の指定公共機関等

2. 1. 3 訓練実施内容

(1) 警戒事態（震度6強）発生時における緊急輸送の調整

警戒事態（震度6強）の発生に伴い、さらなる事態進展に備え内閣府副大臣及び内閣府審議官（原子力防災担当）をOFCへ、原子力規制庁審議官を事態即応センターへそれぞれ派遣する準備を行った。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送支援の準備を要請した。

(2) 施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態発生に伴い、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は速やかに緊急輸送関係省庁に支援を要請し、内閣府副大臣、内閣府審議官（原子力防災担当）及び担当職員等をOFCへ、原子力規制庁審議官及び担当職員等を事態即応センターへ派遣した。さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁及び指定公共機関等に対し、現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備要請を行った。

(3) 全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態発生に伴い、原子力災害対策本部事務局は、民間輸送手段を活用して関係省庁の派遣要員を現地事故対策本部に派遣した。

2. 1. 4 訓練実施成果

悪天候により航空自衛隊の回転翼機（CH-47J）のフライトが中止となり、現地派遣要員の移動手段の変更を余儀なくされたが、事前に検討した代替措置により、内閣府副大臣及び内閣府審議官（原子力防災担当）は、民間機で小松空港経由、現地派遣要員主力は、J R及び借り上げバスの代替手段を確保して、全面緊急事態発生時までにO F Cに到着し、現地の活動に参加できた。

一方、天候悪化等の状況変化にも柔軟に対応できるよう、予め官用機の着陸地、固定翼機への機種変更等、あるいは、民間の空路、陸路利用などの複数の代替手段を検討し、臨機応変の対応ができるよう、訓練を実施するとともに、具体的に計画やマニュアル等へ反映させることが重要である。

（担当機関：内閣府、緊急輸送関係省庁（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省）、原子力規制庁）

2. 2 原子力災害対策本部等の運営訓練

2. 2. 1 目的

施設敷地緊急事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部の設置並びに関係機関の情報共有、連絡等、原子力事故対策本部及び原子力災害対策本部における情報収集、意思決定及び広報の訓練を実施する。特に、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部会議の開催等について訓練を行う。

2. 2. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会

2. 2. 3 訓練実施内容

(1) 官邸チーム

原子力災害対策本部事務局（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部も同様）として官邸に各機能班を立ち上げ、情報収集・集約を行い、意思決定までのプロセス確認を実施した。さらに原子力緊急事態宣言発出手続き、原子力災害対策本部設置手続き及び開催、内閣総理大臣等への報告、広報・会見対応等を行った。

(2) E R Cチーム

原子力災害対策本部事務局（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部も同様）としてE R Cに各機能班を立ち上げ、官邸チームを支援するために現地からの情報収集、また、現地との住民避難及び緊急時モニタリング等に関する連絡調整を行った。

さらに施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う原子力事業者からの情報を、速やかに集約、官邸チームに通報するとともに、官邸における会議資料の作成の支援を行った。

2. 2. 4 訓練実施成果

今回の訓練は、内閣府に原子力防災担当組織が発足した後に、改正した原子力災害対策マニュアルに基づき実施した初めての訓練であった。

また、内閣府防災担当組織、原子力規制委員会、内閣府原子力防災担当組織が合同で、非常災害対策本部・原子力事故合同対策本部の合同会議の実施を訓練することにより、自然災害と原子力災害との複合災害を想定した政府の対策本部の連携訓練として実施した。

その中で、事態進展に伴う国、地方公共団体、原子力事業者等の連携を確認するため、情報連絡体制の確立や国からの要請及び指示・公示等の発出のための手順を確認した。

なお、総理の原子力緊急事態宣言時において、総理が使用するマイクのスイッチが入っていなかったことにより、現地対策本部、石川県庁、富山県庁、関係市町及びE R C等のT V会議システムに総理の音声伝わらないという状況があり、原子力災害対策本部から連絡を受けた、O F Cにいる内閣府副大臣が関係自治体へ改めて周知した。

今回の訓練で実施した、自然災害と原子力災害のそれぞれの政府対策本部の連携については、内閣府防災担当と内閣府原子力防災担当において、具体的な対応手順として整理し、原子力災害対策マニュアル等に反映することが重要である。また、引き続き、複合災害を想定した、政府の対策本部間の連携訓練を実施する必要がある。

さらに、総理の原子力緊急事態宣言は、本来はテレビ会議システムを通じて伝達するものではないため、実際の対応に即した訓練内容とするよう検討する。

(担当機関：内閣府、原子力規制庁)

3 関係地方公共団体が実施主体となる訓練

3.1 P A Z内施設敷地緊急事態要避難者避難実施訓練

3.1.1 目的

北陸電力株式会社(志賀原子力発電所)から施設敷地緊急事態発生の通報を受け、志賀町の「地域防災計画(原子力防災計画編)」に基づき、在宅の避難行動要支援者及び社会福祉施設入居者等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、各機関の連携要領等について訓練を行う。

その際、防災行政無線及び広報車等を活用して社会福祉施設等への迅速な情報伝達及び関係機関の支援による避難輸送について訓練を行う。

3.1.2 参加機関

石川県、志賀町、石川県警察本部、羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、陸上自衛隊(第10師団)、関連医療機関等

3.1.3 訓練実施内容

(1) 警戒事態(震度6強)

警戒事態(震度6強)発生に伴い、事態進展の可能性を踏まえ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部からの要請に基づき、指定された施設敷地緊急事態要避難者は避難準備を開始した。

(2) 施設敷地緊急事態

北陸電力株式会社(志賀原子力発電所)からの施設敷地緊急事態の通報を受け、指定された施設敷地緊急事態要避難者は、志賀町の「地域防災計画(原子力防災計画編)」に基づき、放射線防護対策が講じられた施設に移動し、国、地方公共団体、関係機関との調整により避難手段が定まり次第、指定された避難所に避難を開始した。この際、消防機関及び状況により一部自衛隊の支援のもと、避難支援車両をもって避難所へ避難させた。

3.1.4 訓練実施成果

原子力発電所から概ね半径5km圏(P A Z:放射性物質の放出前の段階から予防的防護措置を準備する区域)内の社会福祉施設(1施設のみ)において、放射線防護対策を講じた施設への屋内退避を実施するとともに、事態の進展に応じた避難を実施するための手順を確認した。また、在宅の避難行動要支援者とその介助者は、2か所の放射線防護対策が施された施設に当初避難し、準備が整い次第、30km圏外の施設へバス、救急車により避難する手順を確認した。

一般的に、社会福祉施設では、昼間に比べ夜間は職員数が少なくなることも踏まえて、各施設の管理者は、関係自治体と協力し、緊急時の連絡手順を含めた夜間の対応体制について、各施設の対応計画・マニュアル等に反映させることが重要である。

(担当機関：関係地方公共団体)

3.2 P A Z内住民の避難実施訓練

3.2.1 目的

原子力緊急事態宣言後、志賀町は、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、志賀町の「地域防災計画(原子力防災計画編)」に基づき、P A Z内住民の避難訓練を実施するとともに、各機関の情報伝達等の訓練を行う。また一部住民を、漁業協同組合等の協力を得て海上を経由して避難さ

せる訓練を行う。

3. 2. 2 参加機関

石川県、志賀町、石川県警察本部、羽咋郡市他各消防本部、第九管区海上保安本部、陸上自衛隊(第10師団)、関連医療機関、漁協等

3. 2. 3 訓練実施内容

志賀町は、原子力災害対策本部からの要請を受け、指定されたPAZ内の住民に対し、安定ヨウ素剤の受け取り及び服用を指示し、志賀町の「地域防災計画(原子力防災計画編)」に基づき、自家用車、バス等を使用して指定された避難所に避難させた。

3. 2. 4 訓練実施成果

住民を地区の一時集合場所から避難計画に定める避難場所にバスにより避難する手順を確認した。また、陸上自衛隊により、避難状況確認訓練も行い、未避難者を車両により避難させる手順も確認した。

さらに、一部地区の住民避難において海岸線沿いの道路の土砂崩れを想定し、船舶による住民避難を計画したが、荒天のため波高が高く船舶の接岸が不可能となったため、海上ルートの避難を中止し、道路啓開の状況を付与して避難させた。

PAZの住民避難については、様々な気象条件や自然災害による影響も念頭において、住民の避難手段を確保することが重要であり、様々な状況に対応できる複数の住民搬送手段を検討し、計画・マニュアル等に定めておく必要がある。

一方、複合災害時や著しい荒天時など、避難行動の実施によりかえって住民の生命・身体に危険が伴うような状況にあっては、政府の原子力災害対策本部(現地本部)や関係自治体は、放射線の健康への影響だけでなく、避難に伴うリスクも含めた総合的な住民の安全確保の観点に立ち、避難開始のタイミングや、屋内退避への切替を判断しなければならない。今後、関係者の状況判断能力を高めるよう事例研究や訓練を行う必要がある。

(担当機関：内閣府、実動省庁(警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省)、関係地方公共団体)

3. 3 UPZ内住民の屋内退避実施訓練

3. 3. 1 目的

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ内住民の屋内退避及び各機関の情報伝達等の訓練を行う。

3. 3. 2 参加機関

石川県、富山県、志賀町、七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町、中能登町、穴水町、氷見市

3. 3. 3 訓練実施内容

(1) 行動の周知

訓練に合わせて、原子力災害時の行動手段を簡単にまとめたチラシ・パンフレットを作成し周知した。

(2) 初動対応訓練

訓練の緊急事態宣言の広報に合わせて30km圏内の住民の一部においては、屋内退避の指示があったら速やかに自宅など屋内に入る、屋内に入ったら着替えて顔、手足を洗いうがいをする、といった初動対応を行った。

3. 3. 4 訓練実施成果

全面緊急事態におけるUPZ内住民の屋内退避を実施するため、広報により屋内退避と窓等の閉

鎖、必要物資の確保等の避難準備の手順を確認した。

UPZ内の屋内退避指示は、広域にわたるため、指示や情報が確実に伝達されることが重要である。今後の訓練においては、指示や情報が正確かつ確実に住民に伝達されたかについての検証方法について検討する。

防護措置に関する一般的な情報は、緊急時だけでなく、平時から住民の方々に伝えておくことが重要であり、このような広報、普及啓発が継続的に行われる必要がある。

(担当機関：内閣府、関係地方公共団体)

3.4 UPZ内の一部住民一時移転実施訓練

3.4.1 目的

OIL2事態発生に伴い、屋内退避中の志賀町、中能登町、羽咋市及び富山県氷見市の一部住民のUPZ外への一時移転訓練を実施するとともに、各機関の情報伝達等の訓練を行う。この際、原子力発電所から30km圏近傍に避難退域時検査場所及び除染所を設定し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査及び除染を行う。また、避難者受入市町において、避難所の設置・運営の訓練を行う。

3.4.2 参加機関

石川県、富山県、志賀町、中能登町、羽咋市、氷見市、石川県警察本部、富山県警察本部、羽咋郡市他各消防本部、陸上自衛隊（第10師団）、独立行政法人日本原子力研究開発機構、関連医療機関・社会福祉施設等

3.4.3 訓練実施内容

(1) UPZ内一部住民の一時移転

原子力災害対策本部からの指示を受け、指定されたUPZ内の対象の住民は、志賀町、中能登町、羽咋市及び氷見市の地域防災計画に基づき、自家用車あるいはバス等を使用して指定された避難所に一時移転を実施した。

(2) 避難退域時検査及び除染

避難所に至る経路近傍上（UPZ近傍）に設置した避難退域時検査場所及び除染所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ除染を実施した。（医療機関からの搬送では、搬送前と受入後にそれぞれの機関で実施）

3.4.4 訓練実施成果

緊急時モニタリングの実施及びその結果を踏まえ、防護措置の実施を判断する基準（OIL）に基づく一時移転、さらに避難退域時検査を実施するとともに、これらを実施するための手順を確認した。

なお、OIL2による住民の一時移転は、本来一週間以内を実施するものであるが、訓練進行の都合上、今回の訓練では、やむを得ず半日で実施した。このような訓練は時間圧縮が難しく、また、OIL2に基づく一時移転の手順や時間感覚について、訓練参加者に誤った理解を生む恐れもあるので、今後当該訓練については、訓練の目標を損ねないように、訓練方法を見直す必要がある。

(担当機関：内閣府、関係地方公共団体)

3.5 緊急時モニタリング実施訓練

3.5.1 目的

関係協力機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリング訓練を行う。

3.5.2 参加機関

原子力規制委員会、内閣府、石川県、志賀町、七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町、

中能登町、穴水町、富山県、氷見市、陸上自衛隊（第10師団）、海上保安庁（第九管区海上保安本部）、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、北陸電力株式会社

3. 5. 3 訓練実施内容

施設敷地緊急事態発生後より、緊急時モニタリングの体制整備、モニタリング活動の実施、データの収集・評価・解析について、以下の項目のとおり訓練を行った。

- (1) 緊急時モニタリングセンターの設置及び運営
- (2) 保健環境センターの緊急時体制への移行訓練
- (3) 緊急時モニタリングセンター要員等の派遣
- (4) モニタリングデータ収集（陸上）
- (5) 緊急時モニタリング実施計画の策定・改訂、緊急時モニタリングの実施
- (6) 緊急時モニタリング実施結果の評価・解析

3. 5. 4 訓練実施成果

原子力規制庁は、原子力事業者からの通報を受け、OFCに緊急時モニタリングセンターを開設し、当初、原子力事業者、石川県及び富山県が設置したモニタリング機材により監視を強化し、引き続き応援協定等に基づき福井県からの機材の提供を受け、モニタリング計画に基づく運用上の介入レベル（OIL）による防護措置の実施の判断材料の提供手順を確認できた。

一方、今回の訓練では、地上及び海上モニタリングについては実施したものの、航空機モニタリングは実施しておらず、今後、航空機モニタリングを含めた総合的なモニタリングの実施について、原子力規制庁において計画・運用要領を準備し、継続的に訓練を実施する必要がある。

（担当機関：原子力規制庁、緊急時モニタリングに係る関係省庁（水産庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省）、関係地方公共団体、指定公共機関等（(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構、(公財)原子力安全技術センター、(公財)日本分析センター、原子力事業者）

3. 6 交通規制・警戒警備訓練

3. 6. 1 目的

警察による避難所までの車両先導、交通規制及び海上保安庁による船舶航行規制等の訓練を行う。

3. 6. 2 参加機関

石川県、富山県、石川県警察本部、富山県警察本部、海上保安庁（第九管区海上保安本部）

3. 6. 3 訓練実施内容

- (1) 交通規制訓練
 - ・避難指示対象区域への立入禁止措置の一環として国道などの交通規制を実施
 - ・交通規制実施路線への要員の配置・安全対策の実施
- (2) 避難指示区域を中心とした警戒警備訓練
 - ・陸上…避難指示区域を中心として、警戒警備活動や広報活動を実施
 - ・海上…防護対策区域の海上から船舶による警戒警備活動や広報活動を実施

3. 6. 4 訓練実施成果

石川県警察は、車両により避難指定区域の警戒訓練を実施した。また、警察車両により避難バスの先導を行うとともに、主要交差点である国道249号猫の目交差点及び国道159号飯山、杉野交差点等において交通規制を行った。さらに、金沢海上保安部により巡視船を用いた避難指示区域（海域）の航行規制を実施して海上規制の手順を確認した。

富山県警察は、富山県が実施した避難時間推計シミュレーションを踏まえ、混雑が予想される2か所の交差点及び避難経路の要所において、サインカーなどを活用した交通規制を実施したほ

か、車両による避難バスの先導、要介護施設の避難支援活動等を行った。

今回の訓練では、小規模な避難であったが、災害発生時には避難バス、自家用車及び官用車等が集中し渋滞することが予想されるので、避難ルート及び複合災害による経路が遮断されるような場合に備えた避難車両の移動手順、交通規制、統制手順についても検討し、計画やマニュアル等へ反映させることが重要である。

(担当機関：警察庁、海上保安庁、関係地方公共団体)

3. 7 石川県志賀オフサイトセンター運営訓練

3. 7. 1 目的

原災法第12条第1項で規定する緊急事態応急対策等拠点施設の運営訓練を実施する。

3. 7. 2 訓練場所

石川県志賀オフサイトセンター

3. 7. 3 参加機関

(1) 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会

(2) 地方公共団体等

石川県、志賀町、七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町、中能登町、穴水町、富山県、氷見市等

(3) 指定公共機関等

独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター等

(4) 訓練実施内容

1) OFCの立ち上げ

警戒事態（震度6強）発生に伴い、志賀原子力規制事務所長及び原子力防災専門官がOFCの立ち上げを行った。

2) 規制庁・内閣府現地事故対策合同連絡会議の運営

施設敷地緊急事態発生に伴い、原子力防災専門官が中心となり、各機能班等の参集者を統括し、初動対応を開始するとともに、関係機関間の情報共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催した。

3) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

現地に派遣した関係省庁及び関係地方公共団体等の要員到着後は、現地における詳細な情報を共有するため、石川県原子力災害対策本部、富山県災害対策本部及び関係地方公共団体等との現地事故対策連絡会議を開催した。全面緊急事態発生後は、内閣府審議官を事務局長とし、原子力災害合同対策協議会を設置した。

4) 原子力災害合同対策協議会運営

・原子力災害合同対策協議会の運営

重大な事態が発生した場合、政府の原子力災害現地対策本部、石川県災害対策本部、富山県災害対策本部、原子力事業者等は、相互に情報共有するため、その都度、原子力災害合同対策協議会全体会議を開催し、関係機関間の情報共有、指示事項の確認等を行った。

・各機能班の運営

国、関係地方公共団体、原子力事業者等から構成される各機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、住民安全班、医療班、運営支援班、実動対処班）の運営訓練を実施した。

3. 7. 4 訓練実施成果

事象（震度6強）発生に伴い、志賀原子力規制事務所長及び原子力防災専門官がOFCの立ち上げを行った。続いて石川県職員、石川県中能登総合事務所、北陸電力株式会社職員等が段階的に到着し、総括班の指示のもとスムーズな活動が開始された。

OFCの基本的な役割を認識し、国、地方公共団体、原子力事業者の関係者が協働し、モニタリング、被ばく医療、住民避難やこれらに係る情報発信等の住民防護対策が円滑に実施された。

一方、現地対策本部長を補佐する機能として各機能班が編成されているが、オフサイトの情報収集及び県と協力した情報収集能力を高めるよう、さらに各機能班の役割を明確にし、各班員の分析・報告能力を向上させるより高度な訓練を実施していくべきである。

また、現地対策本部長、副本部長を補佐する要員及び専任の広報官の配置の検討も必要である。
(担当機関：内閣府、OFCへ派遣することとなっている関係省庁、原子力規制庁、関係地方公共団体)

3. 8 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

3. 8. 1 目的

現地の活動状況を、国、地方公共団体及び原子力事業者間で情報共有するため、ヘリテレ映像を各関係機関に伝送する。

3. 8. 2 参加機関

石川県、石川県警察本部、海上保安庁（第九管区海上保安本部）

3. 8. 3 訓練実施内容

事故の情報、地方公共団体の情報等を収集するとともに、地域の被害状況及び住民の避難状況等の映像を、警察、海上保安庁のヘリコプターにより各関係機関へ伝送した。この際、志賀原子力発電所1、2号機周辺状況等の映像も併せて伝送した。

3. 8. 4 訓練実施成果

官邸、ERC及びOFCにおいては、海上保安庁等のヘリが撮影・送信した映像は途切れることなく伝送でき、志賀原子力発電所及び住民避難状況の確認には良好であった。

一方、実際の避難の場面では広域及び多数の避難状況が生起するので、ヘリテレ伝送システムによる情報は、逐次重要な避難状況の場면을配信できるよう、どのような場所を撮影するかについて、あらかじめ検討しておく必要がある。

また、ERCのTV会議システムへ表示させる場合、ヘリテレ伝送システムの映像と統合防災ネットワークの情報（TV会議の映像又はERSSのデータ表示等）とを分割画面にて同時に表示することができないため、原子力規制庁にて改善の検討を行う必要がある。

(担当機関：警察庁、海上保安庁、内閣府、原子力規制庁)

3. 9 食糧等物資輸送訓練

3. 9. 1 目的

志賀原子力発電所は能登半島にあることから、万が一の災害の際に、陸路が放射性物質に汚染し奥能登が孤立することが考えられる。これらに対応するため、海上自衛隊の艦船及び航空自衛隊のヘリによる食糧等の物資輸送訓練を実施する。

また、海上自衛隊の艦船は物資輸送後、奥能登からの二次避難に備え奥能登の港湾で待機する。

3. 9. 2 参加機関

石川県、志賀町、能登町、海上自衛隊、航空自衛隊

3. 9. 3 訓練実施内容

志賀町は住民の避難に際し、県に対して避難者への食糧等を要請。県は国、関係機関と協議を行って海上自衛隊及び航空自衛隊に食糧の輸送を依頼。各自衛隊は、能登町の避難所の最寄りの港及

びヘリ離着陸場に物資を搬送した。

3. 9. 4 訓練実施成果

志賀町から石川県に対し、能登避難所へ食糧等の物資輸送の要請があり、自衛隊による海路（掃海艇）及び空路（ヘリ）を経て、訓練計画通り搬送できた。

緊急時の円滑な物資輸送を確保するため、各地域において、物資輸送の具体的な方針・計画を関係者で合意し、準備することが重要である。

（担当機関：物資所管官庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、緊急輸送関係省庁（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省）、関係地方公共団体）

3. 10 被ばく医療措置訓練

3. 10. 1 目的

一時移転において汚染を伴う負傷者について汚染除去等の応急措置を施したうえで、関係機関と連携し被ばく医療機関へ搬送する。

3. 10. 2 参加機関

石川県、羽咋郡市消防本部、石川県立中央病院、北陸電力株式会社（志賀原子力発電所）
富山県、富山県立中央病院、金沢医科大学氷見市民病院、氷見市消防本部

3. 10. 3 訓練実施内容

富山県氷見市の住民が一時移転中に、交通事故にあい、運び込まれた負傷者を、氷見市消防本部の救急車で金沢医科大学氷見市民病院へ搬送した。

金沢医科大学氷見市民病院では、治療等の処置を行い、重病者については、富山県立中央病院に転送し、治療を継続した。

また、志賀原子力発電所内で発生した事故により被災した作業員を救急車及び石川県消防防災ヘリにより県立中央病院に搬送する訓練を行った。

3. 10. 4 訓練実施成果

UPZ内で一時移転中に交通事故にあった2名の負傷者の対処及び発電所内で被災し被ばく医療機関に搬送される傷病者の対処について、事前に作成した患者受入マニュアルの手順に従いスムーズな患者受入れができ、また実際に身体を使ってマニュアルの手順を確認することができた。

一方、今回の訓練では、救急車及び消防防災ヘリで搬送された患者3名のみの受入訓練であったが、多数傷病者が発生した場面、高度被ばく医療を要する患者が発生した場合の対応についても訓練し、対応能力の向上を図ることが重要である。

（担当機関：関係省庁（消防庁、文部科学省、厚生労働省、環境省、原子力規制庁、防衛省）、関係指定公共機関（(独)放射線医学総合研究所、日本赤十字社）

4 原子力事業者が主体となって行う訓練

4. 1 消火活動訓練

4. 1. 1 目的

志賀原子力発電所で発生した火災、土砂崩れ等に対して、対応措置を確認するとともに、関係機関等との連携要領について訓練を行う。

4. 1. 2 参加機関

北陸電力株式会社（志賀原子力発電所）、羽咋郡市消防本部

4. 1. 3 訓練実施内容

警戒事態（震度6強）発生時、発電所内非常用ディーゼル消火ポンプ燃料タンクエリアに火災が発生。公設消防機関に対し、火災状況の迅速な通報を行い、到着した消防隊と連携した消火活動を実施した。

4. 1. 4 訓練実施成果

非常用ディーゼル消火ポンプ燃料タンクエリアからの火災発生に対し、自衛消防隊が後から到着した公設消防隊と連携し、適切かつ迅速な消火活動が実施できた。また、通報についても手順どおり迅速かつ的確な情報提供ができた。

一方、消火活動においては、自衛消防隊だけでは対応できない多種多様な事案を想定し、羽咋郡市消防本部等公設消防隊と連携した訓練を継続的に実施する等、更なる対応能力の向上および連携強化を図ることが重要である。

(担当機関：原子力事業者、原子力規制庁)

4. 2 事故拡大防止訓練

4. 2. 1 目的

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、志賀原子力発電所が保有する事故対策資機材を活用した事故拡大防止措置を図る。その際、TV会議システム等を活用し、中央と現地の間で継続的な情報共有を図る。

4. 2. 2 参加機関

北陸電力株式会社、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、地方公共団体等

4. 2. 3 訓練実施内容

志賀原子力発電所の緊急時対策所は、事故状況を把握するとともに事故拡大防止措置を行った。また、発生事象に対するプラント状況を把握し、環境に放出される放射性物質量を評価するとともに、放射線量等による影響範囲の推定を行った。

4. 2. 4 訓練実施成果

発電所対策本部では、プラント状況の把握、事象進展に伴う対応策の立案・決定、現場への作業実施指示等、緊急時の対応手順に基づき迅速に実施できた。また、TV会議システムを活用し、ERC、事態即応センター、発電所間の情報共有が有効に図られた。

一方、発電所対策本部では、事態即応センターからの問い合わせが一部の機能班にとって負担となる場面が見られたことから、負担を軽減する方法について検討する必要がある。また、事態即応センターにおいてERCとの情報共有をより適切に行うための要員配置、TV会議システム運用等について検討する必要がある。

(担当機関：原子力事業者、原子力規制庁)

4. 3 発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練

4. 3. 1 目的

志賀原子力発電所敷地周辺のモニタリングを行い、その結果を関係機関に通報するとともに、地方公共団体等による緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣及び資機材の提供を通じ、関係機関との連携強化を図る。

4. 3. 2 参加機関

北陸電力株式会社

4. 3. 3 訓練実施内容

- (1) モニタリングカーを用いた周辺監視区域境界付近における空間放射線測定、大気中放射性ヨウ素濃度測定、気象観測を実施
- (2) 発電所対策本部においてこれら測定データの収取・記録を実施

4. 3. 4 訓練実施成果

発電所対策本部からの指示に基づくモニタリング地点において、目的に応じた測定機器を使用したモニタリングを確実に実施できた。また、発電所対策本部への測定状況、測定結果等の報告を確実に実施できた。

一方、緊急時には、プラント状況の把握に努めながらモニタリングを迅速かつ適切に実施することが必要であり、測定技術の習熟度を向上させるよう定期的に訓練を実施することが重要である。

(担当機関：原子力事業者、原子力規制庁)

4. 4 原子力発電所構内作業等者の避難誘導訓練

4. 4. 1 目的

原子力発電所構内作業等者の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、当該原子力発電所敷地内の立入制限を訓練する。

4. 4. 2 参加機関

志賀原子力発電所

4. 4. 3 訓練実施内容

(1) 避難誘導

施設敷地緊急事態発生に伴い、発電所構内の緊急事態応急活動に従事しない者に対し、指定する一時退避先へ避難

(2) 立入制限

施設敷地緊急事態発生に伴い、外部からの発電所構内へ立入制限を実施。

4. 4. 4 訓練実施成果

発電所対策本部からの避難指示により災害状況に応じた適切な退避場所に誘導するとともに、安否確認を円滑に実施できた。

万一の避難実施時においては、事象発生後の迅速かつ確実な避難の周知が必要であること、また、気象条件等を考慮した避難場所の設定が必要であるため、訓練を継続して実施することにより対応能力の向上を図ることが重要である。

(担当機関：原子力事業者、原子力規制庁)

4. 5 救助・医療活動訓練

4. 5. 1 目的

原子力発電所構内において被ばくを伴う負傷者について汚染除去等の応急措置を施したうえで、関係機関と連携し被ばく医療機関へ搬送する。

4. 5. 2 参加機関

志賀原子力発電所、羽咋郡市消防本部

4. 5. 3 訓練実施内容

(1) 救助活動

施設敷地緊急事態発生後、管理区域内で現場確認を行っていた社員が誤って転倒し負傷。負傷者を放射線による影響の少ない場所に速やかに搬送するとともに、被ばくしている可能性があることから、志賀原子力発電所内診療所において負傷箇所の治療、汚染除去等の応急処置を行った。

(2) 病院への搬送

被ばくを伴う負傷者の外部の医療機関への搬送及び治療等の処置について、緊急時対策所を通じて関係機関へ依頼した。

除染等の応急処置を施した負傷者の救急隊への引き渡しについては、救急車の養生、救急

隊員の防護装備等の確認を行うとともに傷病者情報の引継ぎが適切に実施できた。被ばく医療機関への搬送については、放射線管理の知識を有する要員を同行させた上で搬送した。

(3) 救急車等の汚染検査

搬送に使用した救急車等の汚染検査を行い、関係者に汚染の有無を報告した。

4. 5. 4 訓練実施成果

管理区域内の負傷者の救護、汚染除去及び応急処置を手順どおり実施できた。

また、汚染が生じた負傷者の搬送要請、地元消防機関との連携による被ばく医療機関への搬送を手順どおり適切に実施できた。

一方、管理区域内での負傷者発生時は、負傷状況の把握や負傷箇所の治療、汚染除去等の応急処置が必要であるため、負傷者発生を想定した訓練（羽咋郡市他各消防本部及び被ばく医療機関との連携含む）を継続して実施することにより対応能力の向上を図ることが重要である。

(担当機関：原子力事業者、原子力規制庁)

平成26年度原子力総合防災訓練参加者数一覧

No.	機関名	機関数	参加人数
1	指定行政機関等	18	約400
	内閣官房		
	内閣府		
	警察庁		
	消費者庁		
	総務省		
	消防庁		
	外務省		
	財務省		
	文部科学省		
	厚生労働省		
	農林水産省		
	経済産業省		
	国土交通省		
	気象庁		
	海上保安庁		
	環境省		
原子力規制委員会			
防衛省			
2	指定地方行政機関等	15	約80
	中部管区警察局		
	自衛隊の部隊・機関		
	海上保安本部		
	東京管区气象台		
その他の指定地方行政機関等			
3	地方公共団体等	44	約1,420
	石川県		
	志賀町		
	七尾市		
	輪島市		
	羽咋市		
	かほく市		
	宝達志水町		
	中能登町		
	穴水町		
	金沢市		
	白山市		
	津幡町		
	能登町		
	富山県		
	氷見市		
	高岡市		
その他の地方公共団体等			

4	指定公共機関等		
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	10	約60
	独立行政法人放射線医学総合研究所		
	その他の指定公共機関等		
5	指定地方公共機関等		
	北陸鉄道株式会社	35	約140
	のと鉄道株式会社		
	北陸放送株式会社		
	その他の指定地方公共機関等		
6	原子力事業者		
	北陸電力株式会社	2	約300
	日本原子力発電株式会社		
7	住民		
	国との合同訓練（避難等）	—	約740
8	その他		
	その他関係機関	約30	約600
合 計		約150	約3,740